

改正 2014年6月1日
2016年4月1日

2015年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学（以下「本学」という。）における動物実験等を科学的観点、動物愛護の観点及び実験に携わる者の安全確保の観点から、適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、実験動物を教育、試験研究その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験等のため、施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (4) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (5) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (6) 「飼養者」とは、動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (7) 「施設等」とは、実験動物を恒常的に飼養又は保管する施設及び設備（以下「飼養保管施設」という。）並びに実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (8) 「指針等」とは、動物実験に関して行政機関が定める基本指針及び日本学術会議が定める動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（以下「ガイドライン」という。）をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施に関する最終的な責任を有する。

- 2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、施設等の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開その他適正な動物実験等の実施に必要な措置を講じる権限を有する。

第2章 動物実験委員会

(動物実験委員会)

第4条 動物実験等に関する事項について審議するために、学長の諮問機関として動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 動物実験計画の審査に関する事項
- (2) 動物実験等の実施状況及び結果に関する事項
- (3) 実験動物の飼養・保管に関する事項
- (4) 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に対する教育訓練に関する事項
- (5) 自己点検・評価及び情報公開に関する事項
- (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

- 3 委員会は、動物実験実施者又は飼養者に対し、必要に応じて適切な指導及び助言を行うものとする。

(構成)

第5条 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する5人の委員で構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する専任大学教員
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する専任大学教員
- (3) その他学識経験を有する者

- 2 委員会は、前項に掲げる者のほか、学長が特に必要と認めた若干名の者を委員に加えることができる。

- 3 委員は、学長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 委員長は、委員の中から学長が指名する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、議長は委員長が当たる。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。また、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

第3章 動物実験の実施及び実験動物の飼養・保管

(動物実験計画の申請及び結果報告)

第7条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性確保及び動物愛護の観点から、動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画申請書を所属長を経由して、学長に提出し、事前に承認を得なければならない。

2 動物実験計画の立案に当たっては、次に掲げる事項について配慮するものとする。

(1) 動物実験等の目的及び必要性に関すること。

(2) 代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。)等により実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の選択(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること。)等により実験動物を適切に利用すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮する必要があること。

(4) 苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、その実験動物に苦痛を与えないこと。)等により動物実験を行うこと。

(5) 動物実験等を計画する段階で、人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するために実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。

3 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の動物実験結果報告書により、使用実験動物数、当初の動物実験計画からの変更の有無、成果等について、所属長を経由し、学長に翌年度5月末日までに報告しなければならない。

(実験操作)

第8条 動物実験実施者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に管理された施設及び設備を用いて動物実験を行うこと。

(2) 動物実験実施者は、動物実験計画書に記載された事項を遵守すること。

(3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的若しくは化学的に危険な材料、病原体又は遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関連法律、別に定める規程等に従うこと。

(4) 物理的若しくは化学的に危険な材料又は病原体を扱う動物実験等については、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。

(5) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

(施設等の申請)

第9条 動物実験責任者は、飼養保管施設については所定の実験動物飼養保管施設申請書を、動物実験室については所定の動物実験室申請書により、所属長を経由して、学長に申請し、認定を受けなければならない。

2 飼養保管施設は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。

(2) 実験動物種、飼養・保管数等に応じた飼育設備を有していること。

(3) 床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有していること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有していること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

3 動物実験室は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - (2) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃、消毒等が容易な構造であること。
 - (3) 臭気、騒音、廃棄物等の扱い等に配慮されていること。
- 4 動物実験責任者は、施設等を廃止する場合は、所属長の承認を得た後、学長に動物実験施設等廃止届を提出するものとする。
- 5 動物実験責任者は、施設等を廃止する場合は、必要に応じて飼養・保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(飼養・保管)

第10条 動物実験責任者は、飼養・保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

- 2 動物実験実施者及び飼養者は、次に掲げる措置を行わなければならない。
- (1) 飼養・保管のマニュアルを遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。
 - (2) 実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行い、実験動物の飼養環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じること。
 - (3) 実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行うこと。
 - (4) 実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、必要な実験動物の健康管理を行うこと。
 - (5) 実験目的以外の傷害及び疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。
 - (6) 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養・保管する場合、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(譲渡等の際の情報提供)

第11条 動物実験責任者は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先へ提供しなければならない。

(輸送)

第12条 動物実験責任者は、実験動物の輸送に当たり、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第4章 安全管理

(危害防止)

第13条 動物実験責任者は、次に掲げる措置を行わなければならない。

- (1) 逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
 - (2) 人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等の外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。
 - (3) 有毒実験動物を飼養・保管する場合は、人への危害の発生の防止のために必要な事項を別途定めること。
- 2 動物実験責任者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等の予防及び発生時に必要な措置を講じなければならない。
- 3 動物実験責任者は、実験動物の飼養・保管、動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないような措置を講じなければならない。

(危険時、事故等の措置等)

第14条 動物実験責任者は、地震、火災等の緊急時に取りべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に周知しなければならない。

- 2 動物実験実施者及び飼養者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。
- 3 動物実験実施者及び飼養者は、施設等において破損その他の事故が発生した場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、動物実験責任者に報告しなければならない。
- 4 動物実験責任者は、前項の破損その他の事故が発生したときは、その状況について調査するとともに、適切な措置を講じるものとし、その状況、講じた措置等を速やかに学長に報告しなければならない。

(健康診断)

第15条 動物実験実施者及び飼養者は、健康診断を受診しなければならない。

2 健康診断は、本学の定期健康診断の受診をもって代えることができる。

第5章 教育訓練、自己点検・評価等

(教育訓練)

第16条 委員会は、動物実験実施者及び飼養者に対し、次に掲げる事項に関する教育訓練を実施するものとする。

- (1) 関連法令、指針等及びこの規程に関する事項
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する事項
- (4) 安全確保に関する事項
- (5) その他適切な動物実験の実施に関する事項

2 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、学術団体、関係省庁等が開催する関係会議への出席、シンポジウム、セミナー等の受講をもって教育訓練を受けたものとすることができる。

(自己点検及び評価並びに検証)

第17条 学長は、委員会に、指針等への適合性に関する自己点検及び評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、動物実験責任者及び飼養者に、自己点検及び評価のための資料の提出を求めることができる。

4 学長は、自己点検及び評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第18条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検及び評価、検証の結果等）を年1回程度公表するものとする。

2 公表は本学ホームページ上で行い、公表する事項は委員会の答申により、学長が決定するものとする。

(記録の保存)

第19条 委員会は、次に掲げる記録を5年間保存しなければならない。

- (1) 動物実験計画申請書
- (2) 実験動物飼養保管施設申請書
- (3) 動物実験室申請書
- (4) 動物実験結果報告書
- (5) 委員会に関する関係書類

2 動物実験責任者は、次に掲げる記録を5年間保存しなければならない。

- (1) 実験動物の入手先
- (2) 実験動物の飼育履歴、病歴等に関する記録
- (3) 実験動物の譲渡に関する記録

第6章 補則

(議事録の取扱い)

第20条 委員会の議事録は、委員会の承認を得なければならない。

2 議事録には、委員会の日時、場所、出席者、議事進行等の過程、審議内容及び決定事項を記録するものとし、議長の押印又は議長及び書記双方の押印がなければならない。

3 議事録管理責任者1人を選任し、議事録及びその資料（配付、回覧、回収資料等）の管理を行う。

4 議事録及びその資料の原本は、紙媒体とし、必要に応じて、取扱注意、部外秘又は秘を明示して、中京大学会議文書取扱いに関する規程に従って管理を行う。

5 議事録の原本を作成したときは、その謄本又は抄本を、学長へ直ちに送付しなければならない。

6 議事録及びその資料の原本の保存場所は教学部研究支援課とし、保存期間は中京大学文書管理規程に定めるとおりとする。

7 保存期間を経過した資料は、廃棄するものとする。

8 原本、謄本又は抄本を問わず、議事録及びその資料の閲覧、複写、開示等の際は、委員長又は権限を委譲された者の許可を得るものとする。

9 管理部署名称変更、統廃合等で議事録管理責任者が変更となる場合は、速やかに移管を行う。

10 その他議事録及びその資料に関する取扱いは、中京大学会議文書取扱いに関する規程に従うものとする。

(所管)

第21条 委員会に関する業務は、教学部研究支援課が行う。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2011年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。